

学校感染症に関わる出席停止について

学校感染症とその出席停止期間は、学校保健安全法で次のように定められていますのでお知らせします。これらの感染症に罹患したときには、出席停止となりますので、医師から登校してもよいと言われるまで自宅療養してください。この措置は、子供が十分に休養して早く治すためと、他の子供たちへの感染を防ぐためのものです。出席停止による療養期間中は、欠席扱いにはなりません。なお、登校の際は下欄を主治医に記入していただき、この用紙ごと担任に提出してください。

病名及び出席停止期間	
*第二種の感染症の出席停止期間は、病状によりにより、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。	
インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザなど感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症は必要のある時に出席停止の措置をとるものです。

治癒報告書	
竜王南小学校	年 組 氏名 _____
病名 _____	
発症日	____月 ____日 出席停止期間 ____月 ____日 ~ ____月 ____日まで
病気が治りましたので、感染の予防上登校しても支障がないと認めます。	
令和 ____年 ____月 ____日	医師氏名 _____ 印